

障害福祉サービス等に関するQ & A (R4. 3. 8 版)

今回の報酬改定に関するもののほかに、参考になるものも掲載しています。

【全サービス共通】

- Q 1. 地域と連携した災害対策の推進について、消防団の参加は義務とされているか。
- A 1. 消防団の参加については、「消防関係者の参加を促し」との記述にとどまっているため義務ではないが、実効性のある訓練とするために、参加いただくのが望ましい。
- Q 2. 報酬改定により新設された加算を算定したいが、体制状況一覧表（参考様式14-1）にその加算がない場合の届出について。
- A 2. 保健福祉事務所に対して、当該加算に関する変更届出書の提出は不要。請求時に必要な書類については、市町村が定めるものを準備すること。
- Q 3. 複数の事業所があるため法人単位で虐待防止委員会を設置する場合であっても、虐待防止のための担当者は事業所ごとに配置する必要があるか。また、管理者等が事業所間で兼務している場合、それぞれの事業所に配置しているものとして考えて良いか。
- A 3. 福島県においては、虐待防止のための担当者についても法人単位で配置されていれば事業所毎に配置する必要はないとしている。また、管理者等（相談支援事業所においては相談支援専門員）が複数事業所を兼務している場合、それぞれの事業所に担当者が配置されているものとして考えて良い。
- Q 4. 法人単位で虐待防止委員会を設置した場合、各事業所の担当者は委員会の構成員でなければならないか。
- A 4. 委員会の構成員は、虐待防止のための担当者が含まれていなければならない。

【就労継続支援B型】

- Q 1. 工賃向上計画は、基本報酬区分Ⅲ又はⅣを算定していても作成する必要があるか。
- A 1. 基本報酬区分に関わらず、全事業所において工賃向上計画の作成が必要である。
- Q 2. ピアサポート実施加算の算定要件について。
- A 2. 基本報酬区分Ⅲ又はⅣを算定している事業所に限る。基本報酬区分Ⅰ又はⅡを算定している事業所は算定対象外である。
- Q 3. 令和3年度の報酬改定で施設外就労に係る加算は無くなったが、利用定員や新たに企業と契約した場合の申請等の取扱いは今までと同様か。
- A 3. 今回の報酬改定に伴って取扱いに変更はなく、従来と同様である。

Q 4. 就労移行支援体制加算について、一般就労へ移行した方が継続して2年目を迎えるが、引き続き算定は可能か。

A 4. 不可。当該加算は、前年度中に一般就労へ移行して6月を迎えた者がいる場合に、その翌年度から算定できるものである。翌年度、引続き当該加算を算定するには、新たに一般就労へ移行して6月を迎えた利用者がいる必要がある。

例：令和2年5月1日に一般就労し、令和2年10月30日に6月を迎える者について、令和3年度は算定可能だが、その者が令和3年度中も就労を継続していても、令和4年度は算定不可。

前年度中に算定要件を満たす利用者がおらず、加算が終了となる場合、事業所管理台帳上、自動では適用終了しないため、4月中に加算終了に係る変更届を提出する必要がある。また、引続き算定する場合も、4月中に変更届出書を改めて提出する必要がある。なお、当該加算を含め前年度実績に基づく加算に係る変更届出書は、相双保福においては4月15日までに提出をお願いしているところである。

【相談系】

Q 1. ピアサポート体制加算の算定要件である研修について、何が該当するか。

A 1. 都道府県が地域生活支援事業において実施する、「障害者ピアサポート研修（基礎及び専門）」が該当する。また、経過措置（令和5年度末まで）における都道府県または市町村が認める研修には、福島県が委託実施している「ピアサポーター養成研修」が該当する。

Q 2. 経過措置の都道府県または市町村が認める研修を修了した者がいるが、経過措置終了後に引き続きピアサポート体制加算を算定するためには、地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修」の基礎研修及び専門研修を修了する必要があるか。

A 2. 経過措置終了後に引き続き当該加算を算定するためには、経過措置期間中（令和5年度末まで）に、地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修」の基礎研修及び専門研修を修了している必要がある。

Q 3. 居住支援連携体制加算について、「連携の構築」とは何をもってそうみなすのか。自立支援協議会での情報共有や話し合いでも良いか。

A 3. 留意事項において、「住宅確保要配慮者居住支援協議会と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならないものであること」と明記されている。具体的にどのような会議を指すのかは定めておらず、毎回同じ会議でなければならないとの規定もないため、毎月情報共有を行うのであれば、自立支援協議会を利用することも可能と考えられる。なお、ICTを活用した会議も認められる。

- Q 4. 日常生活支援情報提供加算の「情報」の範囲について。
- A 4. 留意事項において、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報との記述にとどまっており、情報の具体例は記載されていないことから、「自立した日常生活の維持」のために、個々の状態に合わせて柔軟に情報を提供するものと考えられる。
- Q 5. 月をまたいで支援した場合の集中支援加算の算定について。
- A 5. 3つの算定要件のうちのいずれかを満たしていれば、支援が2月にわたり継続していても、それぞれ算定可能である。ただし、例えば月2回の訪問支援を行うという算定要件について、その訪問が1回ずつ2月にまたいで行われた場合は算定できない。あくまでもそれぞれの算定要件を1月のうちに満たしていることが必要である。また、当該加算は緊急的・臨時的な取扱いであるため、算定回数が頻回となるものについては、モニタリング頻度を改めて検証する必要があるので、留意いただきたい。
- Q 6. 法人で虐待防止委員会を設置する場合、相談支援事業所の運営規程にも当該委員会の設置に関する規定は必要か。
- A 6. 必要。(計画相談…基準第19条、一般相談…基準第27条に規定のとおり。)

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- Q 1. 「児童指導員等加配加算」を「専門職員」で算定している場合、特別支援加算は算定可能か。
- A 1. 専門職員の種類によって判断され、【保育士】を加配している場合に限り、「児童指導員等加配加算」と「特別支援加算」を同時に算定できる。【理学療法士等】を加配している場合には、同時に算定はできないため、注意すること。